

○東松山市立小・中学校適正規模審議会条例

平成31年3月20日

条例第1号

(設置)

第1条 東松山市立小・中学校の適正規模等について必要な調査審議を行うため、東松山市立小・中学校適正規模審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、東松山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、東松山市立小・中学校の適正規模に関することその他の教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 小学校又は中学校に在籍する者の保護者
- (4) 市内各種団体を代表する者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。